

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 答 申

( 答 申 第 3 2 号 )

平 成 27年 10月 26日

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会

# 答 申

## 第1 審査会の結論

大津市長(以下「実施機関」という。)が行った保有個人情報開示決定は、妥当ではなく、既に開示した保有個人情報については開示を維持し、新たに審議の中で特定された乳幼児健康カードを異議申立人より開示請求のあった保有個人情報として対象としたうえで、実施機関において改めて当該カードの開示の可否について判断すべきである。

## 第2 異議申立ての経過

### 1 開示請求

平成27年2月17日、異議申立人は、大津市個人情報保護条例(以下「条例」という。)第17条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、「H27. 1. 20(火)の巡回相談の中で、中すこやか相談所〇〇保健師に伝えた息子への困りごとの内容並びにその回答、対応記録一式」(以下「本件保有個人情報」という。)と記載して保有個人情報の開示を請求した(以下「本件開示請求」という。)

### 2 実施機関の決定

平成27年2月27日、実施機関は、本件開示請求に対応する保有個人情報として「乳幼児健診・個別相談における相談内容、その回答、対応について」及び「〇〇保育園での発達相談の結果」を特定のうえ、本件保有個人情報を全部開示とするとの決定(以下「本件処分」という。)を行い、異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

平成27年3月12日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定に基づき、実施機関に異議申立てを行った。

## 第3 異議申立ての趣旨

全部を開示と決定通知書には書いてあるにもかかわらず、開示された書面には相談した全ての事項が書かれていないので、切り捨ててある部分を開示せよというものである。

## 第4 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張は、異議申立書及び意見書の記載内容、並びに異議申立人の意見陳述によれば、概ね次のとおりである。

- 1 相談しているのに、都合の良いことだけを取り出して回答していることになっている。  
答えにならない答えを連続させていたところをはっきりさせて欲しい。そんなに簡単な答えで済む程、楽な育児ならわざわざ相談しない。
- 2 中身を読むと、検査結果についてはともかくとして、相談内容、その回答、対応については、相談所でありながら、記録は保健師にとって都合の良いところで切られており、全

く納得のいかないものであった。なぜ、そんなに綺麗な、如何にも上手く対応できたように記録してあるのか疑問である。元々の原本があつて、残っているものがあるなら、それを全て開示してもらいたい。相談所という場所柄、そうした記録は全て残されているはずだと思う。

なお、開示請求の経緯については、実施機関の開示決定処分理由説明書によれば「担当保健師は、滋賀県立小児保健医療センターでの発達検査結果の様式に合わせて大津市の結果を作成し、文書にて回答するため時間をいただくと伝え」と書いてあつたけれども、それは、個人情報の開示請求を行った後に、電話にて回答があつた内容であり、時間の経過において、順序の入れ替えが行われており、不正確である。

実際には、1月21日に電話で、「本来は、紙で結果を知らせることはないが、希望するなら、発行する」という保健師の言葉があり、通常の処理ではないのであれば、個人情報の開示請求をした方が、事務処理上も、やり易いのではないかとすると、開示請求と同じ程度の日数で、結果をお渡しできるので、その必要はないということであつた。そのやり取りだけで、3回以上確認したため、15日前後で検査結果がもらえると考え、それ以上は突っ込まず、待つこととした。

15日を経過しても何も連絡がなく、また3週間を経過しても連絡がなく、2月19日に住居の引越しが迫り、4週間が経過した2月17日、忘れられているのではないかとも思い、間に市政情報課に入ってもらった方が確実ではないかと思つて、保有個人情報開示請求を行った。

すると早速、電話が入り、普通の人では、発達検査の結果は、見ても分からないだろうから、小児保健医療センターの書類を取り寄せして、似た形で作成するようにしているので、時間がかかっているとの説明を受けた。

当初の15日前後で結果が出せるとの発言から、倍程度の日数がかかつており、電話1本すらなかった。こうしたことからみると、相談所の対応に対してさらに不信感を抱いている。

## 第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、開示決定処分理由説明書及び実施機関から事情を聴取した結果、概ね次のとおりである。

- 1 異議申立人は、平成27年1月21日に担当保健師に口頭で、2歳6か月児健診及び個別の発達検査の結果や本人が話した困りごと、その回答等について書面での情報提供を求めた。それに対し担当保健師は、滋賀県立小児保健医療センターでの発達検査結果の様式に合わせて大津市の結果を作成し、文書にて回答するため時間をいただくと伝え、乳幼児健康カードに記入されているデータより文書を作成した。

異議申立人は、口頭で依頼した文書が届くのが遅いため、上記の保有個人情報について平成27年2月17日に本件開示請求をした。

- 2 本件開示請求のあつた時点では、平成27年1月21日に口頭で情報提供の依頼のあつ

た文書を作成していたため、その文書を開示請求のあった保有個人情報と特定し開示した。したがって、開示請求のあった保有個人情報については、全部開示している。

- 3 相談記録も実務上相手方の発言を全て記録することは出来ないで係る記録はない。また記録する義務もない。乳幼児健診・個別相談における相談内容、その回答、対応についての作成に当たっても要点については記録されており、異議申立人が主張するように都合の良いことだけを取り出しているものではないことから、異議申立人の主張には理由がないと考える。

## 第6 当審査会の判断理由

- 1 本件異議申立ての対象となっている保有個人情報が記載された公文書について

異議申立人が求めている本件保有個人情報は、平成27年1月20日に行われた、異議申立人の子に関する育児についての個別相談に係る異議申立人と健康推進課すこやか相談所所属の保健師との相談内容、回答及びその対応を記録したものである。

すこやか相談所では、保健師等が常駐し、健康や福祉に関する相談業務を行っており、必要に応じて訪問、電話での相談を行っている。

実施機関は、本件開示請求に対応する保有個人情報として「乳幼児健診・個別相談における相談内容、その回答、対応について」及び「〇〇保育園での発達相談の結果」の公文書を特定のうえ、全部開示とする本件処分を行っている。

実施機関の説明によると、本件開示請求に対して全部開示した公文書は、平成27年1月21日に異議申立人より担当保健師に口頭で、個別の発達検査の結果や本人が話した困りごと、その回答等について書面での情報提供を求められ、実施機関において滋賀県立小児保健医療センターでの発達検査結果や乳幼児健康カードに記入されている情報より作成したとのことであった。

乳幼児健康カードは、実施機関において出生した全ての子どもについて作成されており、家族、生活、子どもの発達、環境などの基本情報や面接の内容や所見・評価などが時系列で整理され記載されている。相談業務の内容について文書にて情報提供を求められた場合は、請求者にわかり易いようにとの配慮から乳幼児健康カードなどの情報をもとに新たに文書を作成して情報提供するとのことであった。

また、実施機関は、乳幼児健康カード自体を見ても解り難いうえに、異議申立人とのやり取りの中で、求められている公文書ではないというように判断したとのことから乳幼児健康カードを本件開示請求に係る保有個人情報の内容とは特定しなかったとのことであった。

当審査会は、異議申立人の意見陳述と実施機関からの聴取を経て、3回の審議を重ねた。

- 2 保有個人情報の特定の妥当性について

異議申立人は、全部を開示と決定通知書には書いてあるにもかかわらず、開示された書面には相談した全ての事項が書いていないので、切り捨ててある部分を読みたくて開示された保有個人情報以外の保有個人情報の存在を主張している。

これに対し実施機関は、異議申立人より口頭で情報提供の依頼があり、発達検査結果や乳幼

児健康カードに記載されている情報より保有個人情報を作成していたため、その文書を開示請求のあった保有個人情報として特定し全部開示したとしているため、保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

条例第2条第2項では、「この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。」と規定している。また、同条第3項では、「この条例において「保有個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。」と規定している。

当審査会において、実施機関より提示のあった乳幼児健康カードを確認したところ、当該乳幼児健康カードには異議申立人及び異議申立人の子にかかる氏名、生年月日や面接相談記録などが記載されており、特定の個人を識別できる情報が含まれていることを確認した。

また、乳幼児健康カードは実施機関の職員であるすこやか相談所所属の保健師が相談業務の一環として職務上作成、取得した個人情報であつて、実施機関の職員が組織的に利用するものとして、実施機関が保有しており、公文書に記載されていることから、異議申立人にかかる「保有個人情報」とであると認められる。

本件開示請求において、異議申立人は「H27. 1. 20(火)の巡回相談の中で、中すこやか相談所〇〇保健師に伝えた息子への困りごとの内容並びにその回答、対応記録一式」と記載して請求している。

したがって、実施機関が本件開示請求において対象とした保有個人情報には、乳幼児健康カードが含まれておらず、保有個人情報の特定に誤りがあることから本件処分は妥当ではなく、既に開示した保有個人情報については、全部開示を維持し、新たに審議の中で特定された乳幼児健康カードを本件開示請求にかかる異議申立人の保有個人情報として対象としたうえで、改めて、当該カードの開示の可否について判断すべきである。

なお、乳幼児健康カードにおいて、本件開示請求にかかる保有個人情報の対象として含める範囲については、平成27年1月20日から開示請求時点までに実施機関において作成し、保有した対応記録を対象とするべきである。

### 3 結論

以上のことから、冒頭の「第1 審査会の結論」とおり判断する。

## 第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年 3月31日	諮問書の受理
平成27年 6月22日	異議申立ての概要説明 異議申立人からの意見陳述 実施機関からの事情聴取 審議
平成27年 7月27日	審議
平成27年 8月24日	審議
平成27年10月26日	答申